	4　発信転送を行う機能のみを提供する場合であって、当該発信転送に係る発信元の電気通信番号を通知しないこととするために必要な措置又は固定電話番号以外の電気通信番号を通知するために必要な措置（当該発信転送に係る発信元を誤認させるおそれがない場合に限る。）が講じられているときは、１及び２の規定は適用しない。 ［５　略］ ６　発信転送を行う機能を提供する場合であって、品質に係る規定を満たすことを確認していない旨を着信者へ通知するために必要な措置又は当該発信転送に係る発信元の電気通信番号を通知しないこととするために必要な措置が講じられているときは、当該機能の提供について５の規定は適用しない。 ［７　略］
ワイヤレス固定電話及び当該役務に係る利用者の端末設備等	第１　重要通信の取扱いについては、次のとおりとする。 １　利用者が緊急通報を行うことが可能であること。ただし、固定電話番号を使用して提供する電気通信役務が、特定の業務の用に供する通信に用途が限定されているものであって、緊急通報を代替して提供するための措置を講じている場合その他の総務大臣が特に認める場合を除く。 ２　電話転送役務（ワイヤレス固定電話に付加する電話転送役務であって、発信転送における利用者設備識別番号として固定電話番号を使用する場合に限る。以下この２において同じ。）を提供する場合であって、緊急通報を発信した端末設備等に係る電気通信番号その他当該発信に係る情報を、当該緊急通報に係る警察機関、海上保安機関又

	4　発信転送を行う機能のみを提供する場合であって、当該発信転送に係る発信元の電気通信番号を通知しないこととするために必要な措置、又は固定電話番号以外の電気通信番号を通知するために必要な措置（当該発信転送に係る発信元を誤認させるおそれがない場合に限る。）が講じられているときは、１及び２の規定は適用しない。 ［５　同左］ ６　発信転送を行う機能を提供する場合であって、品質に係る規定を満たすことを確認していない旨を着信者へ通知するために必要な措置、又は当該発信転送に係る発信元の電気通信番号を通知しないこととするために必要な措置が講じられているときは、当該機能の提供について５の規定は適用しない。 ［７　同左］
ワイヤレス固定電話及び当該役務に係る利用者の端末設備等	第１　上欄第１、第２及び第４の規定について、適用があるものとする。 ［新設］ ［新設］